

# 支援をお探しの経営者の方へ

## 「STOPコロナ」小規模事業者緊急支援事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業に影響を受けた市内の小規模事業者〔商業・サービス業で従業員5人以下、製造業その他で20人以下（下記参照）〕に対して、事業継続等の取組を応援するため、熊谷市独自の緊急支援金を支給します。



- 給付額** 1事業者に対し10万円を支給します。(1回のみ・口座振り込みが必須)
- 支給対象** 市内で事業を営んでいる小規模事業者(事業収入が主)の方
- 支給要件**
  - ①新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として月間の売上げが前年同月比で5パーセント以上減少していること
  - ②昨年の事業収入が収入全体の過半以上を占めていること
  - ③市内に本店・住所を有する法人、市内に住所および事業所を有する個人事業主(基準日：令和2年1月1日時点)
  - ④直近の年分の確定申告をしていること
- 申請方法**
  - ①申請書等は熊谷市役所、大里・妻沼・江南各行政センター、熊谷商工会議所、くまがや市商工会本所・南支所で配布するほか、熊谷市ホームページからもダウンロードが可能です。
  - ②必要書類を申請書に同封の返信用封筒(熊谷市ホームページから申請書をダウンロードして申請される方はご自身でご用意ください)に入れ、郵送で申請してください。\*感染拡大防止の観点から、窓口での申請受付は行いません。
- 申請期限** 令和2年7月31日(金) ※消印有効  
\*支援金総額が予算額に達した時点で、一旦受付を終了します。
- お問合せ先** 産業振興部商工業振興課  
☎048-524-1111(内線499)

### 申請に必要な書類(申請書兼請求書以外、全て写しで可)

共通	個人事業主のみ	法人のみ
<input type="checkbox"/> 申請書兼請求書(様式第1号)の原本 ※別に配布している申請書等一式に同封のもの <input type="checkbox"/> 売上げ減少したことを証明する帳簿等 <input type="checkbox"/> 通帳の写し (個人事業主は申請者名義、法人は法人名義)	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(免許証、マイナンバーカード、保険証等) <input type="checkbox"/> 令和元年分の確定申告書B(第一表) ※1枚目のみ <input type="checkbox"/> 市内で事業を営んでいることが分かるもの(開業届、営業許可証、店舗の賃貸借契約書等)	<input type="checkbox"/> 直近の事業年分の確定申告書 ※1枚目のみ <input type="checkbox"/> 法人事業概況説明書

**【通帳の写しの例】**  
次の項目が全て記載されているページをコピー(濃く)してください。

- ・金融機関名
- ・口座名義人
- ・支店(支所)名
- ・口座番号

**【売上げ比較例】**

○ ○ 会社 (単位：万円)  
5パーセント減  
100  
90  
80  
平成31年3月 令和2年3月  
■ 売上げ

小規模事業者とは、以下の商工業者(会社法上の会社またはフリーランスを含む個人事業主)とします。医者、農業、一般社団・財団法人、特定非営利活動法人、学校法人等は除きます。

業種	常時使用する従業員の数 (※パート・アルバイト従業員除く)
製造業その他の業種	20人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	
商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	5人以下

\*その他、詳細事項については、熊谷市ホームページでご確認ください。

## 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。



- 給付額** 法人は200万円以内、個人事業主は100万円以内(ただし、昨年1年間の売上げからの減少分を上限とします)  
売上減少分の計算方法: 前年の総売上げ(事業収入) - (前年同月比▲50パーセント月の売上げ×12か月)
- 支給対象者**
  - ①ひと月の売上げが前年同月比で50パーセント以上減少している事業者
  - ②2019年以前から事業による収入(売上げ)を得ており、今後も事業を継続する意志がある事業者
  - ③法人の場合は、資本金の額もしくは出資の総額が10億円未満、または定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者
- お問合せ先** 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570(平日・休日8:30~19:00)

## 埼玉県中小企業・個人事業主支援金

- 対象企業** 県内中小企業・個人事業主で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和2年4月8日から5月6日までの間、7割(20日間)以上休業する方
- 支援額** 20万円または30万円(複数の事業所を有する場合)
- 申請方法** 申請受付中。電子申請を活用し、対面による感染拡大を防止するとともに迅速な支給を実施予定
- お問合せ先** 埼玉県中小企業等支援相談窓口  
☎048-830-8291  
☎0570-000-678(ナビダイヤル)  
(平日・休日9:00~18:00)



## 雇用調整助成金の特例措置

- 緊急対応期間** 令和2年4月1日~6月30日
- 主な内容** 感染症の影響を受ける事業主に休業手当を助成  
助成率5分の4(中小)、3分の2(大企業)  
解雇等を行わない場合は、10分の9(中小)、4分の3(大企業)
- お問合せ先** ハローワーク熊谷  
☎048-522-5656  
コールセンター  
☎0120-60-3999  
(平日・休日9:00~21:00)

